

板橋区における新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う生活困窮世帯に対する子どもの食の確保に向けた食材提供事業実施要綱

(令和2年6月2日区長決定)

(目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）の拡大により生活が困窮している世帯（以下「感染症拡大による生活困窮世帯」という。）の子ども及びその保護者等に対して、板橋区（以下「区」という。）が、板橋区内（以下「区内」という。）の農業者等及び子ども食堂等と連携し、区内で生産された農作物を提供することにより、地産地消による安心・安全な食の確保に向けた支援を行うことを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子どもの食の確保に向けた食材提供事業 区と区内の農業者等及び子ども食堂等の連携により、感染症拡大による生活困窮世帯の子ども及びその保護者等へ区内で生産した農作物を提供する事業をいう。
- (2) 子ども食堂等 地域の子ども及びその保護者等が気軽に立ち寄り栄養バランスの取れた食事を摂りながら、相互に交流を行う場を提供する取組を行う団体及び事業者をいう。

(事業対象者)

第3条 子どもの食の確保に向けた食材提供事業の対象者は、感染症拡大による生活困窮世帯の子ども及びその保護者等（以下「事業対象者」という。）とする。

(事業の内容)

第4条 事業対象者への支援は、区と区内の農業者等及び子ども食堂等の連携により行うこととし、区が行う子どもの食の確保に向けた食材提供事業の内容については、次の各号のとおりとする。

- (1) 区内の農業者等に対し出荷可能な農作物の調査を行い、子ども食堂等へ提示する。
- (2) 前号で提示された農作物の中で、子ども食堂等が事業対象者へ提供可能な農作物について調査を行い、農業者等へ発注を行う。
- (3) 前号で発注した農作物の納品後、子ども食堂等へ農作物の配付を行い、子ども食堂等を通して事業対象者へ農作物を提供する。

(4) 農業者等が調整し区が提供を受けた農作物を子ども食堂等を通して事業対象者に提供する。

(事業の実施期間)

第5条 子どもの食の確保に向けた食材提供事業の実施期間は、令和3年3月31日までとする。

(費用の負担)

第6条 子どもの食の確保に向けた食材提供事業に要する農作物の購入費用については、区が負担することとする。

2 子ども食堂等が、子どもの食の確保に向けた食材提供事業により提供された食材を第1条の目的以外で使用した場合は、区は、費用の弁償を求めることができる。

(個人情報の取扱い)

第7条 子どもの食の確保に向けた食材提供事業における個人情報の取扱いについては、東京都板橋区個人情報保護条例（平成8年板橋区条例第25号）その他の関係法令等を遵守することとする。

(協定)

第8条 区は、子どもの食の確保に向けた食材提供事業の実施に当たり必要な事項について、区内の農業者等及び子ども食堂等と協議の上、協定を締結するものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、子どもの食の確保に向けた食材提供事業に必要な事項は、別に産業経済部長及び福祉部長が定めることができる。

付 則

この要綱は、区長決定の日から施行し、令和3年3月31日限り、その効力を失う。